

(お知らせ) 入札・契約手続について

お問い合わせをよくいただきます入札・契約手続について、以下のとおりお知らせします。
公正・公平な手続にご協力・ご理解いただきますようお願いいたします。

1 開札の保留

内訳書の事前確認等の結果、入札手続に疑義が生じた場合、開札を保留し、調査を実施する場合があります。原則、入札者に対し、開札を保留している旨はご連絡しません。

なお、状況をお問い合わせいただきましても回答できませんのでご了承ください。

2 事後審査手続

一般競争入札及び入札後審査型一般競争入札においては、落札候補者（評価値を用いる場合、暫定で評価値第1位の者）から、追加資料の提出を求め、庁内で確認を行い、その後、落札方式に応じて、評価値の疑義照会を行います。

速やかに事後審査資料をご提出いただけるよう事前に準備をお願いいたします。

3 契約締結期限

原則、工事は落札決定日から14日以内、委託は落札決定日から10日以内に契約の締結を完了させる必要があります（いずれも初日不算入、県の休日を除く）。

令和7年度から、電子契約を導入していますが、速やかに承認処理を行っていただきますようお願いいたします。

4 電子契約における契約締結方法について

原則、「県が電子署名を行った日を契約日」とする運用を行っており、この場合は契約書に契約日は記載されないため、電子契約システムでご確認いただいております。

契約書に契約日を記載する方法をご希望の場合、落札決定後、発注機関にお問い合わせください。ただし、発注機関の判断により、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。